

富山市ファミリーパーク園内秩序維持規則

(目的)

第1条 本規則は、富山市ファミリーパーク(以下「本園」という。)における来園者の安全確保及び秩序維持を図るため、来園者に対する注意、警告及び退去要請に関し必要な事項を定めるものとする。

2 本規則は、富山市と公益財団法人富山市ファミリーパーク公社(以下「本公社」という。)との間で締結された富山市ファミリーパーク管理運営業務に関する基本協定書及び仕様書に基づき、本公社が実施する入園者の管理、サービスの提供及び秩序維持業務の実施に関し定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 本規則は、園内に立ち入るすべての来園者に適用する。

(管理権限)

第3条 園内の秩序維持に関する管理権限は、指定管理者に帰属し、園長又はその指定する職員(以下「職員」という。)がこれを行行使する。

(禁止行為)

第4条 来園者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1)他の来園者に危険又は迷惑を及ぼす行為
- (2)動物に危害を加え、又は不適切に接触する行為
- (3)施設、設備、展示物等を損傷する行為
- (4)職員の指示に従わない行為
- (5)立入禁止区域への侵入
- (6)営業行為、勧誘その他これに類する行為(許可を受けた場合を除く)
- (7)大声、暴力、威嚇行為その他秩序を乱す行為
- (8)その他本園の管理運営上支障があると認められる行為

(注意及び警告)

第5条 職員は、前条に該当する行為を行う来園者に対し、まず口頭により注意を行うものとする。

2 注意に従わない場合又は行為が悪質である場合は、警告を行うものとする。

3 警告は、必要に応じ複数の職員で対応し、記録を残すものとする。

(退去要請)

第6条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該来園者に対し退去を要請することができる。

- (1)前条の注意又は警告に従わない場合
- (2)他の来園者、職員又は動物に対し重大な危険があると認められる場合

- (3)施設運営に著しい支障を及ぼす行為がある場合
- (4)法令又は公序良俗に反する行為が認められる場合
- (5)その他、園長が必要と認めた場合

2 退去要請は、明確かつ簡潔に伝え、速やかな退園を求めるものとする。

(緊急時の措置)

第7条 職員は、緊急かつ危険な状況においては、注意又は警告の手続きを省略し、直ちに退去要請を行うことができる。

(警察への通報)

第8条 次の各号に該当する場合は、速やかに警察へ通報するものとする。

- (1)暴力行為、器物損壊等の違法行為がある場合
- (2)退去要請に応じない場合
- (3)その他、職員のみでの対応が困難と判断される場合

(記録)

第9条 注意、警告及び退去要請を行った場合は、日時、場所、対象者、行為内容及び対応内容を記録するものとする。

(職員の安全確保)

第10条 職員は、対応に当たって自身の安全を最優先とし、単独での対応が困難な場合は複数人で対応するものとする。

(補則)

第11条 本規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

本規則は、令和8年8月18日から施行する。